

令和 7 年 12 月

胎 内 市 農 業 委 員 会

総 会 議 事 錄

令和 7 年 12 月 25 日

決 裁				
会 長	局 長	係 長	係	担 当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和7年12月25日（木）午後3時30分から午後4時40分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

### 農業委員（12人）

会長： 1番： 松村 孝市	会長代理： 2番： 榎本 太
委員： 3番： 片野 敏彦	委員： 4番： 柳澤 兵庫
委員： 5番： 片野 賀津雄	委員： 6番： 川上 勝之
	委員： 8番： 安城 守英
委員： 9番： 三宅 寿晴	委員： 10番： 今井 輝子
委員： 11番： 長谷川 孝広	
委員： 13番： 三浦 幸子	委員： 14番： 藤村 信広

### 農地利用最適化推進委員（7人）

委員： 中条： 15番： 高橋 一栄	委員： 乙： 18番： 井上 優彦
委員： 乙： 17番： 小泉 正	委員： 築地： 20番： 水澤 幸男
委員： 築地： 19番： 信田 寿幸	委員： 黒川： 22番： 中山 学
委員： 黒川： 21番： 中川 金男	

4 欠席委員（3人）

委員： 7番： 南波 雅子	委員： 12番： 本間 浩
委員： 中条： 16番： 吉村 優作	

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について

第4号議案 胎内市農業振興の発展及び農地等利用最適化の推進施策に関する意見書（案）について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤利勝、係長：小野智裕、主任：奥村正紀

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和7年12月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は12名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、9番三宅寿晴委員、10番今井輝子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、11月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>11月26日に農業者年金加入推進セミナー、11月27日に県選出国会議員要請及び全国農業委員会会長代表者集会が東京都中央区の銀座プロッサム中央会館他で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>11月26日、新発田地域農業振興大会が聖籠町文化会館で開催され、14名の委員の皆様に参加いただきました。</p> <p>12月9日から10日、にいがた女性農業委員の会総会及び女性農業委員等研修会が新潟市中央区の新潟東映ホテルで開催され、南波委員、三浦委員が出席してございます。</p> <p>12月18日、12月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様に案件を審査していただきました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が3件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により草野地内の畠について売買するもので、面積は1筆610m<sup>2</sup>であります。土地売買価格は総額○○円、10a当たり約○○円であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により鷹ノ巣地内の田について売買するもので、面積は1筆4,844m<sup>2</sup>であります。土地売買価格は総額○○円、10a当たり○○円であります。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により乙地内の畠について売買するもので、面積は1筆26m<sup>2</sup>であります。土地売買価格は総額○○円、10a当たり○○円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	第 1 号議案の事前審査結果について 4 番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 12 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 3 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。
	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、資材置場のための転用が 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、あかね町地内において、資材置場のための転用で、申請面積は 4 筆 307 m<sup>2</sup>、土地売買価格は○○円、坪当たり約○○円であります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	第 2 号議案の事前審査結果について、4 番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。

4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、資材置場のための転用が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>議長 ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p> <p>議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p> <p>議長 全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題といたします。この第 3 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> <p>事務局 第 3 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、中間管理機構が実施する特例事業によるものが 4 件であります。</p> <p>1 番の案件は、新館地内の田について売買するもので、譲受人は認定農業者であります。面積は 1 筆 13,751 m<sup>2</sup>、売買価格は総額○○円、10 a 当たり○○円であります。</p> <p>2 番の案件は、平木田地内の田について売買するもので、譲受人は認定農業者であります。面積は 1 筆 4,892 m<sup>2</sup>、売買価格は総額○○円、10 a 当たり約○○円であります。</p> <p>3 番の案件は、中倉地内の田について売買するもので、譲受人は認定農業者であります。面積は 1 筆 5,819 m<sup>2</sup>、売買価格は総額○○円、10 a 当たり○○円であります。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>4 番の案件は、苔実地内の田について売買するもので、譲受人は認定農業者であります。面積は合計 13 筆 8,694 m<sup>2</sup>、売買価格は総額○○円、10 a 当たり○○円であります。</p> <p>4 番の案件は、ほ場整備の本換地が終わっていないため、従前地番での表示であります。</p>
-----	---

	<p>また特例事業の要件として、500m以内に 1ha 以上の団地を形成するものについての売買が条件となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の所有権移転の事前審査結果について、4 番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、中間管理機構が実施する特例事業によるものが 4 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の所有権移転について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11 番	<p>4 番の案件については、13 筆になっているが、現状は 1 枚の田んぼになっているのですか。</p>
事務局	<p>現状は 1 枚の田んぼになっています。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定について審議いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、本総会出席委員に關係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 89 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 38 件、使用貸借権を新規に設定するものが 7 件、賃借権を再設定するも</p>

のが 39 件、使用貸借権を再設定するものが 5 件の計 89 件であります。

1 番から 5 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 13,000 円から 14,000 円であります。

議案書 6 ページをお願いします。

6 番から 10 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 15,000 円から 20,600 円であります。

議案書 7 ページをお願いします。

11 番から 15 番は、中間管理機構と 10 年間から 20 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 15,000 円であります。

議案書 8 ページをお願いします。

16 番から 20 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 14,000 円から 15,000 円であります。

議案書 9 ページをお願いします。

21 番から 25 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 12,000 円から 14,000 円であります。

議案書 10 ページをお願いします。

26 番から 30 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 4,000 円から 21,000 円であります。

議案書 11 ページをお願いします。

31 番から 35 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 3,500 円から 16,200 円であります。

議案書 12 ページをお願いします。

36 番から 38 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 7,000 円から 10,000 円であります。

39 番から 40 番は、中間管理機構と 10 年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。

議案書 13 ページをお願いします。

41 番から 45 番は、中間管理機構と 10 年間から 20 年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。

議案書 14 ページをお願いします。

46 番から 50 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 18,000 円から 21,000 円であります。

議案書 15 ページをお願いします。

51 番から 55 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 18,000 円であります。

議案書 16 ページをお願いします。

56 番から 60 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 18,000 円であります。

議案書 17 ページをお願いします。

61 番から 65 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 15,000 円から 18,000 円であります。

議案書 18 ページをお願いします。

	<p>66 番から 70 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 14,000 円から 15,000 円であります。</p> <p>議案書 19 ページをお願いします。</p> <p>71 番から 75 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 14,000 円であります。</p> <p>議案書 20 ページをお願いします。</p> <p>76 番から 80 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 14,000 円から 18,500 円であります。</p> <p>議案書 21 ページをお願いします。</p> <p>81 番から 84 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 14,000 円から 18,000 円であります。</p> <p>85 番は、中間管理機構と 20 年間の使用貸借権を再設定するものであります。</p> <p>議案書 22 ページをお願いします。</p> <p>86 番から 89 番は、中間管理機構と 20 年間の使用貸借権を再設定するものであります。</p> <p>この後の案件でもありますが、このたび期間 20 年間で設定している案件については、ほ場整備事業に関するものが主なものです。</p> <p>中間管理事業型のほ場整備事業を行うため、事業採択申請までに対象の土地全てで中間管理権を 17 年以上設定することが要件となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 89 番の事前審査結果について、4 番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 89 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 38 件、使用貸借権を新規に設定するものが 7 件、賃借権を再設定するものが 39 件、使用貸借権を再設定するものが 5 件の計 89 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の 1 番から 89 番の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 89 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>

	(農業委員：挙手)
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の利用権設定の1番から89番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定の90番から136番について審議いたします。</p> <p>なお、○○番○○委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p>
	(議事参与委員・退室)
議長	それでは、事務局説明願います。

事務局

第3号議案の利用権設定の90番から136番をご説明いたします。

議案書22ページをお願いします。

第3号議案の利用権設定の90番から136番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが4件、使用貸借権を新規に設定するものが1件、賃借権を再設定するものが39件、使用貸借権を再設定するものが3件の計47件であります。

90番は、中間管理機構と20年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は16,000円であります。

議案書23ページをお願いします。

91番から93番は、中間管理機構と20年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は14,000円から16,000円であります。

94番は、中間管理機構と20年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。

95番は、中間管理機構と20年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は16,000円であります。

議案書24ページをお願いします。

96番から100番は、中間管理機構と20年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は16,000円であります。

議案書25ページをお願いします。

101番から105番は、中間管理機構と20年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は16,000円であります。

議案書26ページをお願いします。

106番から110番は、中間管理機構と20年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は16,000円であります。

議案書27ページをお願いします。

111番から115番は、中間管理機構と20年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は16,000円であります。

議案書28ページをお願いします。

116番から120番は、中間管理機構と20年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は14,000円から16,000円であります。

	<p>議案書 29 ページをお願いします。</p> <p>121 番から 125 番は、中間管理機構と 20 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 14,000 円であります。</p> <p>議案書 30 ページをお願いします。</p> <p>126 番から 130 番は、中間管理機構と 20 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 10,000 円から 14,000 円であります。</p> <p>議案書 31 ページをお願いします。</p> <p>131 番から 133 番は、中間管理機構と 20 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 10,000 円であります。</p> <p>134 番から 135 番は、中間管理機構と 20 年間の使用貸借権を再設定するものであります。</p> <p>議案書 32 ページをお願いします。</p> <p>136 番は、中間管理機構と 20 年間の使用貸借権を再設定するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 90 番から 136 番の事前審査結果について、4 番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 90 番から 136 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 4 件、使用貸借権を新規に設定するものが 1 件、賃借権を再設定するものが 39 件、使用貸借権を再設定するものが 3 件の計 47 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 90 番から 136 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
6 番	<p>94 番について、譲渡人が農事組合法人となっているが、法人が持っている土地ということか。</p>
事務局	<p>農事組合法人が所有している土地であります。</p>
6 番	<p>ほ場整備の関係で、譲受人と譲渡人が同じ名義でもこのような形を取らなければならないのか。</p>
事務局	<p>中間管理権の設定がほ場整備事業への同意というようなイメージになるため、同じ名義人での貸し借りの形も出てきます。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>

議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の90番から136番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、ここで○○委員に入室していただきます。</p> <p>(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の90番から136番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定の137番から138番について審議いたします。</p> <p>なお、○○番○○委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室)</p>
議長	それでは、事務局説明願います。
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の137番から138番をご説明いたします。</p> <p>議案書32ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の137番から138番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件、使用貸借権を新規に設定するものが1件の計2件であります。</p> <p>137番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は14,000円であります。</p> <p>138番は、中間管理機構と10年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	第3号議案の利用権設定の137番から138番の事前審査結果について、4番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。
4番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の137番から138番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件、使用貸借権を新規に設定するものが1件の計2件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議長	ただ今、第3号議案の利用権設定の137番から138番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。
6番	現在の利用権設定は中間管理機構を通して貸し借りがされているので、議事参与をする必要があるのか。皆さんで諮詢はしなくともよいのか。
議長	確かに許可そのものについては、中間管理機構に任せるということになり、農業委員会で許可するわけではないので、利権に関わるような議事ではないとは感じる。 しかし、議事に関する情報の保護がされることや議事参与しないことにより発言権が発生してしまう。
6番	他の農業委員会ではどのような対応なのか。
事務局	こうした方がよいということではありませんが、農業会議に中間管理事業での貸し借りで意見聴取の場合も必要ですかと確認したことがあります、法令の中では農業委員会にかける事案ということなので、意見聴取の際でも議事参与は必要ということで回答を受けています。 また県の常設審議委員会の際には、議事には加われませんが、議事参与委員の退出までは求めていません。 他の農業委員会では、会議規則の中で委員の全員の同意を得ることで、議事参与委員の退出はしないという例もあります。
議長	我々農業委員は法令遵守の立場があるので、現時点では今まで通りの実施を考えています。
	(質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の137番から138番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。
	(農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 それでは、ここで○○委員に入室していただきます。
	(議事参与委員・入室)
議長	第3号議案の利用権設定の137番から138番については、承認することに決定いたしました。

	<p>次に、第3号議案の利用権設定の139番について審議いたします。</p> <p>なお、○○番○○委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p>
	(議事参与委員・退室)
議長	それでは、事務局説明願います。
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の139番についてご説明いたします。</p> <p>利用権設定の139番は、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが1件であります。</p> <p>139番は、中間管理機構と10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は10,000円であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	第3号議案の利用権設定の139番の事前審査結果について、4番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。
4番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の139番は、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただ今、第3号議案の利用権設定の139番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。
	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の139番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、ここで○○委員に入室していただきます。</p>
	(議事参与委員・入室)

議長	<p>第3号議案の利用権設定の139番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定の140番について審議いたします。</p> <p>なお、本案件は私に関する案件でありますので、審議終了まで退室させていただきます。</p> <p>また、議事進行については榎本太会長職務代理にお願いいたします。</p>
	<p>(議事参与委員・退室)</p> <p>(議長交代)</p>
議長	<p>議長を交代します。</p> <p>それでは、第3号議案の利用権設定の140番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の140番についてご説明いたします。</p> <p>利用権設定の140番は、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが1件であります。</p> <p>140番は、中間管理機構と10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は16,000円であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の140番の事前審査結果について、4番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の140番は、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の140番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の140番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(農業委員：挙手)</p>

議長	<p>全会一致と認めます。 それでは、ここで○○に入室していただきます。</p> <p style="text-align: right;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の140番については、承認することに決定いたしました。 それでは、ここで議長を交代させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(議長交代)</p>
議長	<p>議長を交代します。 次に、第4号議案「胎内市農業振興の発展及び農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案について、ご説明いたします。 議案書33ページをお願いします。 第4号議案は、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、市に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。意見については11月総会後に意見書策定委員会を開催し、この度意見書として取りまとめましたのでお詫びするものであります。なお、日付につきましては、市に提出する際にその日付を入れて提出いたします。 議案書35ページをお願いします。 意見書の項目1番(1)「地域計画の策定について」ですが、令和6年度末に計画は策定されましたが、今後は計画のブラッシュアップ、精度を高めるという意味になりますが、継続して対応を求める内容としております。 (2)「農用地利用集積等促進計画への移行等について」ですが、売買事業に関して、中間管理機構が、国の補助事業対象の売買案件しか受け付けておりません。また所有権移転登記に関しても大変時間を要すること、本来は農業委員会の権利として行えた業務であるので、従来通り市町村で登記事務が行えるように働きかけを行うことを望しております。 (3)「需要に応じた米生産等の推進について」ですが、米の需要と価格の安定を図るとともに、胎内市では、米粉用米等非主食用米を中心とした生産調整にて、協力的に取り組んでいる農家に大きく不利益が及ぶことの無いようにお願いしたいとの内容としております。 議案書36ページをお願いします。 (4)「耕畜連携の推進について」ですが、利用拡大のため関係機関等と連携して取り組みをお願いしたいとの内容としております。 (5)「生産資材等高騰対策について」ですが、生産資材高騰に対する支援策の要望と農業機械の導入支援について、経営改善等に取り組む個人の農家についても支援できるように働きかけをお願いしたいという内容としております。</p>

	<p>(6) 「共同利用施設の整備・更新支援について」ですが、カントリーエレベーターなどの共同利用施設は、地域で営農を行ううえで重要な役割を果たしています。今後の整備・更新を行いやすい条件整備への働きかけを要望しております。</p> <p>(7) 「持続可能な食料システムの構築について」ですが、環境負荷の少ない持続可能な農業を実現するため、農家が取り組みやすい形に体制整備することと、スマート農業導入に対しての取り組み強化についても要望しております。</p> <p>議案書 37 ページをお願いします。</p> <p>意見書の項目 2 番(1)「新規参入者の確保・育成について」ですが、遊休農地の増加を抑制する観点からも、積極的に担い手の確保・育成の取り組みをお願いしたいという内容となっております。また農地が荒廃しないように地域の実情にあった仕組みづくりを要望しております。</p> <p>(2) 「ほ場整備事業の推進について」ですが、遊休農地の発生防止を図るためにも、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備が重要であることから関係機関や団体へ推進に向けて働きかけを行ってほしいとの内容としております。</p> <p>(3) 「ほ場の維持修繕に向けた取り組みについて」ですが、胎内市でも早期にほ場整備を行ったほ場についても数十年経過しており、施設の老朽化が表れてきております。農地は個人の財産であるため、自ら適切に管理保全の責任はありますが、修繕工事には大きな負担が生じる場合もあります。今後も持続的な営農を営むための課題として載せております。</p> <p>議案書 38 ページをお願いします。</p> <p>意見書の項目 3 番の「鳥獣被害対策について」ですが、中山間地域等では鳥獣被害対策は喫緊の課題となっております。地域や関係団体と協力し、総合的な鳥獣被害対策に引き続き取り組むことを意見しております。</p> <p>以上で意見書の項目内容について説明を終わります。またこの意見書につきましては、総会で承認をいただいた後、日程調整を行い、会長から市長に意見書を手渡す予定となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今、第 4 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。
	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p>

これを持ちまして、令和7年12月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和 7 年 12 月 25 日

議 長

---

9 番

---

10 番

---